

国見町行財政改革推進委員会設置条例をここに公布する。

平成17年6月24日

国見町長 佐藤 力

国見町条例第7号

国見町行財政改革推進委員会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、国見町行財政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、国見町の行財政改革の推進に関する重要事項を調査、審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、町長が任命する。

(1) 町内の関係団体等の推薦する者 3名以内

(2) 識見を有する者 3名以内

(3) 町民からの公募による者 6名以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。